

県土整備部における不適正事案に係る検討会議設置要綱

(設置)

- 第1条 令和6年1月、県土整備部の職員が収賄の疑いで逮捕されたことを受け、公務に対する県民の信頼を取り戻すため、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等に資することを目的として、県土整備部における不適正事案に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。
- 2 会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の性質を有しない。

(組織)

- 第2条 検討会議は、3名の委員をもって構成する。
- 2 検討会議には、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会議を総括し、検討会議の議長を務める。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

- 第3条 検討会議は、必要に応じて、総務部長が招集する。
- 2 座長は、検討会議の所掌事項に関し、事務局に対して調査等を指示するとともに、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 検討会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により非公開とする場合を除き、公開とする。
- 4 検討会議の議事については、出席した委員の確認を得て、議事録を作成しなければならない。

(部会)

- 第4条 検討会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員のうちから座長が指名する部会長と専門委員で構成する。
- 3 専門部会に属すべき専門委員は、専門部会を置くときに定める。
- 4 部会長は、専門部会を総括し、専門部会の議長を務める。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する当該専門部会に属する専門委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「検討会議」とあるのは「専門部会」と、「総務部長」とあるのは「専門部会の事務局の長」と、「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、総務部総務課及び県土整備部県土整備政策課に置く。

2 専門部会の事務局は、専門部会を置くときに定める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。